

第407回神奈川県最低賃金審議会
議事録

1 日時 令和2年7月3日(水)午前10時00分から午前10時44分まで

2 場所 万国橋会議センター 405号室

3 出席者

公益代表委員 赤羽淳、石崎由希子、遠藤淳子、千葉景子、
盛誠吾

労働者代表委員 佐藤信也、林克己、林典子、山川眞一
(欠席:佐俣光男)

使用者代表委員 大竹准一、上谷公志郎、栗原敏郎、清水智華
(欠席:松村俊幸)

4 議事

- (1) 会長代理の選任について
- (2) 神奈川県最低賃金の改正について(諮問)
- (3) 神奈川県最低賃金専門部会の設置について
- (4) 神奈川県特定最低賃金特別小委員会の設置等について
- (5) その他

【事務局：専門監督官】

それではお揃いになりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

本日の審議会は公開しており、3名の傍聴人がお見えになっております。傍聴人の方は、公開要項の規定に従い、携帯電話をマナーモードにするなど、円滑な議事進行に御協力をお願いします。

それでは、審議に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。お手元の会議次第の次からが資料となります。お配りしております参考資料の一覧表でご確認ください。よろしいでしょうか。

次に本日の出席状況についてです。現時点で、15名の委員のうち、13名のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それではただ今から、第407回神奈川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

それでは、はじめに、公益委員でありました大西委員と使用者側委員の鳥海委員、西村委員が辞任され、後任として、公益委員に赤羽委員、使用者側委員に松村委員と大竹委員が選任されましたのでご紹介させていただきます。なお、松村委員からは欠席の御連絡をいただいております。

それでは公益委員として、新たに選任されました赤羽淳委員を御紹介いたします。

【赤羽委員】

中央大学の赤羽でございます。本日はよろしく願いいたします。

現在は中央大学に勤めておりますが、前任は横浜市立大学でして、住所も藤沢です。神奈川に所縁がある者としてしっかり務めたいと思います。

【事務局：専門監督官】

次に、使用者側委員として新たに選任されました大竹准一委員を御紹介いたします。

【大竹委員】

神奈川県中小企業団体中央会の大竹でございます。よろしくお願いいたします。今回このような大役を仰せつかったわけですが、傘下の900近い事業協同組合から日々現場の声が私どもに届いています。その意見を踏まえて、この会に参加して、私としての役割を果たしていきたいと考えております。

【事務局：専門監督官】

次に、私ども、事務局が、この4月1日付けの異動によりまして一部交代しましたので、紹介させていただきます。

労働局長の園田でございます。

労働基準部長の井上でございます。

賃金室長の大屋でございます。

専門監督官の古屋でございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、審議会の開催に当たりまして、局長の園田より一言ご挨拶申し上げます。

【局長】

審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。各委員におかれましては、大変お忙しい中、また、新型コロナウイルス感染症が収束に至っていない中、本審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、皆様には、それぞれのお立場から、平素より最低賃金行政をはじめ、労働行政全般の円滑な運営に多大な御理解、御協力をいただいていることに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。例年であれば、ご審議いただく前に県内の事業場の視察等でお目にかかる機

会があったわけですが、今年はこのコロナ禍で視察を中止せざるを得ず、大半の委員の方々には本日初めてご挨拶させていただくこととなり、ご容赦いただければと思います。

本日は、神奈川県最低賃金の改正について、諮問させていただくために、本審議会を開催させていただいたところでございます。

すでに報道等でご案内とは存じますが、先月3日に開催された政府の全世代型社会保障検討会議において安倍総理より「昨年閣議決定した『より早期に全国加重平均 1000 円を目指す』との政府方針を堅持する」とした上で、「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあることから今は、官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との政府としての考え方を示されました。

また、先月26日に開催された中央最低賃金審議会において、加藤厚生労働大臣は、「新型コロナウイルス感染症や経済活動の自粛等の影響が顕著となっており、これらを十分に考慮して審議をお願いしたい」との発言があったところです。

当局においても、コロナの影響で事業主から申請されている雇用調整助成金の支給に職員が一丸となって対応しているところですが、4月以降の申請件数がすでに2万件を超え、現在も日々1000件前後の申請がなされています。大変厳しい雇用環境であると認識しております。

今後当審議会の場において、こうした状況についても十分考慮いただき、今月末に示される見込みである中央最低賃金審議会の「目安」を参考にさせていただきながら、神奈川の地域の実情を踏まえたご審議を賜ればと思っております。

私ども事務局といたしましては、円滑かつ充実した御審議をいただけますよう、精一杯努めてまいりたいと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局：専門監督官】

では、この後の議事につきましては、会長よろしく申し上げます。

【会 長】

それでは最初にひと言申し上げたいと思います。

今年の最低賃金の審議ですが、今お話がありました、新型コロナウイルスの影響で相当困難な議論になると想像しております。しっかりと議論して、結論を出したいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは議題に従いまして、さっそく議事に入りたいと思います。先ほど事務局からお話がありましたように、この度、公益委員1名と使用者側委員2名が交代しましたので、議題1にありますように改めて会長代理の選出をお願いしたいと思います。

選出につきましては、最低賃金法第24条第4項に「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」とされておりますが、具体的にはいかがいたしましょう。

【石崎委員】

千葉委員に会長代理をお願いしたいと思います。

【会 長】

ただいま、石崎委員から会長代理には千葉委員をとのご発言がありました、いかがいたしましょうか。

【各委員】 (異議なし)

【会 長】

それでは、皆様のご賛同が得られましたので、会長代理は千葉委員ということで、よろしく申し上げます。

では、千葉委員からひと言ご挨拶をお願いします。

【会長代理】

ただ今、会長代理にご推挙いただきました公益委員の千葉景子でございます。今、会長からお話がありましたが、今回の審議においていろいろの課題があるかと思いますが、会長を補佐させていただき、皆様のご議論がより一層充実したものとなりますように、努めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【会 長】

それでは、最初に神奈川地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、議事録に署名をいただく委員を私の方から指名させていただきます。

私と

労働者側は 林克己委員

使用者側は 上谷委員

に、申し上げます。

【会 長】

では、次の審議会の公開・非公開につきまして事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

賃金室長の大屋でございます。

本日の審議会につきましては、神奈川地方最低賃金審議会運営規定第6条の規定に基づきまして公開傍聴の手続きを取らせていただいております。一部の団体からすべての審議会の公開するよう要請されておりますが、審議会の公開・非公開につきましては、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼす恐れのある場合、個人若しくは団体の権利が不当に侵害される恐れのある場合、又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。」とされております。

これにより、従来、金額の審議を行う場合には必要に応じて非公開とされており、具体的には本審については原則公開、専門部会、特別小委員会については、すべて非公開とされております。

公開・非公開の取り扱いについて、本日の審議会で御審議いただけたらと考えております。

【会 長】

今、説明がありました審議会運営規定第6条の運用について、従来どおりとしたいと思いますが、よろしいですか。

【各委員】 (異議なし)

【会 長】

それでは、議事の最初に、神奈川県最低賃金の改正についての諮問がございます。

では、事務局からお願いいたします。

【事務局：専門監督官】

それでは、園田局長から諮問文を会長にお渡しします。

〈局長から会長へ諮問分を手渡し〉

【局 長】

では、諮問させていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

【会 長】

ただいま、局長から諮問文をいただきました。

それでは事務局の方で、諮問文の読み上げをお願いします。

【事務局：賃金室長】

それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

〈諮問文 読み上げ〉

【会 長】

では、賃金をめぐる情勢等について資料説明を兼ねて事務局からお願いします。

【事務局：室長】

本日お配りした資料について説明させていただきます。

資料 1 から資料 3 までは第 50 期委員名簿、各諸規程、令和元年度の全国の最低賃金改定状況となっております。

その次に、資料 4 として、昨年は、「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる「骨太の方針」から最低賃金の関係部分を抜粋したものをに入れておりましたが、今年の「骨太の方針」は今月半ば頃に発表されると聞いているところです。次回の審議会においては、それを資料としてお付けしたいと考えております。

そのため、今回は、資料 4 として、令和 2 年 6 月 3 日に開催されました、第 8 回全世代型社会保障検討会議における安倍総理発言概要をお付けしております。

資料 5 は今年の春闘結果について、連合、日本経済団体連合会と浜銀総合研究所が発表した結果となっております。

なお、昨年は、資料 5 の中に「かながわ労働センター」が作成した「賃上げ・一時金要求妥結状況調査結果」をお付けしておりましたが、本調査は令和 2 年から中止となったことからお付けしておりません。

資料 6 から資料 9 までは、全国および神奈川の経済情勢を示す最新の資料をお付けしてあります。資料 6 は内閣府が発表した月例経済報告の最新版、資料 7 は日本銀行横浜支店が発表しております神奈川県金融経済概況、資料 8 が同じく日本銀行横浜支店が 7 月 1 日に発表しました企業短観調査結果でして、1 枚おめくりいただいて 1 ページの

上段を見ていただきますと、県内企業の景況感を示す業況判断指数は全産業で△29となっておりまして、3月調査と比べ32ポイントの下落、先行きは△32でさらに悪化を見込む企業数が増えたとしています。

そして資料9が神奈川産業振興センター発表の神奈川県内中小企業を対象とした中小企業景気動向調査結果となっております。

資料10は、厚生労働本省が6月30日に発表しました本年5月分の「一般職業紹介状況」になりまして、10ページから11ページをご覧くださいと、令和元年5月から今年5月までの月毎の就業地別・受理地別の有効求人倍率が都道府県別に掲載されております。

その後ろに付箋で仕切らせていただいておりますが、そこに神奈川県労働局が6月29日に発表しました本年5月分の労働市場速報を付けさせていただいております。そこに記載されてありますように5月の有効求人倍率は前月から0.08ポイント下降し、0.95倍となり、1倍を下回ったのは平成27年11月以来4年7か月ぶりとなっております。

また、雇用情勢判断は前月から下方修正し、「求人は大幅に減少しており、弱さがみられる。」としています。

続きまして資料11は、「神奈川県の賃金・労働事情」となります。

これは昨年同様、神奈川県最低賃金の推移や、賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計調査など各種統計資料からデータを抜き出し表やグラフにしたものになります。

3ページをご覧くださいと、「神奈川県最低賃金と一般賃金水準との比較」がございます。

左端には神奈川県の最低賃金額、米印1の計算方法により計算した月額が記載されております。これと米印2に記載がありますように都道府県別第3表から男女別の所定内給与額及び所定内労働時間数から時間額を出し最低賃金額と比較している表となります。

同じように令和元年度賃金構造基本統計調査結果から高卒初任給との比較、短時間労働者1時間当たりの所定内給与額を比較しております。

6ページには、毎月勤労統計調査結果から、企業規模5人以上の事業所におけるパートタイム労働者の比率を、全国と神奈川県、男女別のグラフとなっております。9ページの就業地別有効求人倍率の表は、先ほどご紹介しました資料No.10の一般職業紹介状況の都道府県別の表からAランクの局の求人倍率をひろった表となっております。以降、10ページが完全失業率、11ページが企業倒産件数、12ページ以降が各都道府県の人事委員会が作成しております「職員の給与に関する報告」から、これは県庁所在地の数字とはなりますが、標準生計費をグラフや表に取りまとめております。

資料12は、神奈川県と隣接する東京都、山梨県、静岡県の本年4月の求人票の所定内時給の上限と下限の平均値、及び求職者の希望時給額の平均値の分布表をつけてございます。3ページをご覧くださいますと、事務、販売、サービス、生産工程、運搬・清掃ごとの隣接県との比較となっております、4ページ以降が、ハローワーク川崎や東京の大森、小田原ハローワーク、静岡東部のハローワークなどを比較しております。

ここで数値に関して2点ほど補足説明をさせていただきます。

まず1点目ですが、5ページの中段にあります販売のハローワーク小田原の求人の上限・下限の数値は、新型コロナウイルスの影響もあり、4月の新規求人が全くなかったことから、1月から3月までの過去3か月の平均値を記載しております。

2点目が、6ページの上段の事務のグラフのうち、ハローワーク厚木の求人の下限が神奈川県最低賃金を下回る1005円となっておりますが、ハローワーク厚木で受理した求人の中には、就業する場所が神奈川県内だけではなく、神奈川県よりも求人の下限額の低い隣県、例えば、就業場所が山梨県や長野県の求人も含まれているため、事務全体の下限額が低くなっております。

続きまして、資料13は、今年の1月から3月にかけて県下12の労働基準監督署で行いました最低賃金の履行確保に係る監督指導結果となっております。

違反率は局全体としては、13.3%と前年度が15.1%ですから1.8ポイント下がっております。また、違反事業場86事業場の回答によると、最低賃金を支払っていない理由としては、「適用される金額を知らなかった」とするのが、32.2%から29.1%と減少しております。

最後、資料14は、連合神奈川に寄せられている新型コロナウイルス関係の労働相談の状況と連合神奈川作成の労働相談Q&Aとなっております。

以上が本日お配りしております資料の説明になります。

【会 長】

ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご質問がありましたらお願いします。

【各委員】 (質疑なし)

【会 長】

よろしいでしょうか。

それでは、その他、諮問に関し事務局から説明がありますか。

【事務局：賃金室長】

関係労使からの意見聴取についてですが、最低賃金法第25条第5項では「最低賃金審議会は、最低賃金の改正等について調査審議を行う場合、労働関係者及び関係使用者の意見を聴くものとする」とされており、同法施行規則第11条では、関係労使の意見書提出のための公示をする旨定められております。

これにより、本日、審議会終了後、合同庁舎の掲示板に7月21日まで、関係労使からの意見を聞く公示をいたします。

最近の状況では、意見書は労使双方から提出があり、昨年は、第2回の審議会でも2団体のご意見を聴いています。

実際にご意見を伺う方について、準備の都合もありますので、どのように取り扱うか事前に御審議をお願いしたいと思います。

【会 長】

意見書の提出に加え、審議会の場で意見を申述したいという団体等があれば、例年と同様意見を聴くこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。時間の制約もありますので、申述時間も例年同様5分程度でよろしいでしょうか。

【各委員】 (異議なし)

【会 長】

それでは、そのようにさせていただきますので、事務局はよろしくお願ひします。

【会 長】

それでは次に地方最低賃金専門部会の設置についてお諮りします。まず事務局から説明願ひします。

【事務局：賃金室長】

最低賃金法第25条第2項で、最低賃金の決定またはその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない旨定められております。

そして、同条第3項で、「専門部会は、政令で定めるところにより関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。」とされ、これに関し、最低賃

金審議会令第6条第1項で「専門部会の委員の数は9人以内とする。」とされております。

これに基づきまして、従来から公、労、使を代表する委員それぞれ3名、計9名で専門部会は構成されております。以上です。

【会 長】

そこで皆さんにお諮りする訳でございますが、今年度も従来どおりの形にしたいと思っておりますが、それでよろしいですか。

【各委員】 (異議なし)

【会 長】

それでは、従来どおり公労使3名ずつとしたいと思います。

次に専門部会委員の選任手続き等について、事務局から説明してください。

【事務局：賃金室長】

最低賃金審議会令第6条第4項では、「地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命に当たっては、関係者に対し、相当期間を定めて候補者の推薦を求めなければならない」とされています。

つきましては、本日、審議会終了後、合同庁舎の掲示板に7月16日まで、専門部会の委員の推薦公示をいたします。また、神奈川労働局のホームページでもお知らせしたいと考えております。その後、委員は推薦のあった者の中から局長が任命することとなります。

専門部会委員については次回、第408回審議会においてご報告させていただきます。

【会 長】

それでは次に、専門部会の廃止の手続きです。最低賃金審議会令第6条第7項では「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは審議会の議決により、これを廃止するものとする。」とされております。

あらかじめ本審議会の中で決めておくということですので、審議が終われば廃止するというところでよろしいですか。

【各委員】 (異議なし)

【会 長】

ではそのようにいたします。

【会 長】

それでは、次の議題であります特別小委員会の設置について事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

特別小委員会についてですが、本年3月に特定最低賃金の改正・新設決定の意向表明がされておりますので、追って正式な申出があるかと思えます。

その場合、従前は改正・決定の必要性を審議するため神奈川地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づいて、特別小委員会が設置されております。

また同条では委員は会長が指名するとされております。

つきましては特別小委員会の設置について、ご審議いただけたらと考えております。

【会 長】

ただいまの説明のとおり、特定最低賃金の改正・新設決定の申出がされる見込とのことですから、その必要性の有無等について審議する

ため、本年度もあらかじめ特別小委員会を設置しておくこととしたい
と思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】 (異議なし)

【会 長】

それでは委員は会長の指名ということでございますので、公益側
については、私から指名させていただきます。

千葉委員、石崎委員、赤羽委員にお願いしたいと思います。よろしく
お願いします。

(3名了承)

【会 長】

次に、労・使委員についてですが、これについてはそれぞれご推薦
いただければと思います。

まず、労働者側、林委員いかがでしょうか。

【林委員】

労働者側は佐藤委員、佐俣委員と私、林でお願いします。

【会 長】

次に使用者側、上谷委員いかがでしょうか。

【上谷委員】

使用者側は、大竹委員、松村委員と私、上谷で務めさせていただきます。

【会 長】

ありがとうございました。

では、公益側委員は千葉委員、石崎委員、赤羽委員

労働者側委員は、佐藤委員、佐俣委員、林克己委員

使用者側委員は、大竹委員、松村委員、上谷委員

以上9名の方を、本年度の特別小委員会の委員として指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【会 長】

それではせっかく皆様にお集まりいただいておりますので、本日は第一回目ということですから、労使それぞれの基本的考え方をご披露いただきたいと思います。

まずは労働者側からよろしいでしょうか。

【林委員】

労働者側を代表しまして、林の方から説明させていただきます。

今年の審議会は、世界規模での新型コロナウイルス感染拡大という昨年と全く異なる環境での審議となると認識しています。5月25日の緊急事態宣言が解除されましたが、経済活動にも雇用情勢にも大きな影響を与えており、例えば、4月の休業者数はリーマン時をはるかにしのぐ597万人、本日の新聞ではコロナ関連の解雇・雇止めが見込みを含めて3万人を超えると報道されています。最低賃金の改定は非正規労働者や最低賃金近傍で働いている労働者に大きな影響を与えるところです。先ほどの資料14で、連合神奈川に寄せられたコロナ関係の労働相談の内容が載せられているので、是非お読みいただきたいと思いますが、切実な声が上がってきています。手続きが面倒くさいので雇調金の申請を行わないといった相談や休業の要請で休んでいたがいつのまにか解雇になっていた事例があります。経済的な影響は多く報道されていますが、雇用に対する影響も非常に大きいという認識をお持ちいただきたい。その中で、これも資料にあります、春闘でも一定程度の賃上げがされてきているという経過があります。従いまして、最低賃金がセーフティネットとしての役割をどう果たすのか、その在り方について今回は審議することとなると考えています。また、

コロナの影響は今年限りではなく、おそらく来年も、そして感染状況によっては複数年にわたることが予想され、何をもって、どんな数字を拠りどころとして物事を判断するのが極めて大事だと思っています。いろんなデータを取り寄せていただいて、その中で目安の内容も踏まえて審議したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

【会 長】

次に使用者側からよろしいでしょうか。

【上谷委員】

今年もよろしくお願いいたします。

今年にはコロナの影響でこれまでとは違う環境であるということは林委員がおっしゃったとおりで、共通の認識としてあります。その上で、基本的態度としては、最低賃金法の趣旨、最低賃金法で定められている最低賃金の決め方については外すことはできないところです。最低賃金を決めるにあたっては、生計費、賃金の状況に加えて事業の賃金支払能力を考慮するとされています。そして、何よりもこの最低賃金が守れない場合は罰則が適用となるということ、これを実現できない場合は事業を継続できないこと、例外なくすべての事業者に適用されるといった性格の法律であるということを念頭に置いた上で審議に臨みたいと考えています。また、いろんなデータというお話が林委員からありました。それはそのとおりで、我々としてもできる限り集めたいと考えておりますが、まだ数値が出ていないものもあり、最新のデータをどこまで集められるのかということに関しては心配しているところではあります。使用者側意見としては以上です。

【会 長】

ありがとうございます。それぞれご意見、お立場はありますが、私を含め公益委員一同、円滑な審議会運営に努めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

【会 長】

その他ですが、事務局から何かありますか。

【林委員】

よろしいでしょうか。先ほどの基本的考え方で触れた各種データの件ですが、過日開催された第1回中央最低賃金審議会においても、厚生労働省に対しコロナに関連してどのような影響があったのかという資料の要求があったと聞いています。都道府県に関するデータも中賃で求められているとのことですので、是非その開示をお願いしたいと思います。また、そのデータは次の審議会開催日の7月31日当日ではなく、そろった都度、各委員に提供いただければありがたいと考えております。最後に、このような資料を出せないのかという要望も出させていただきますので、是非ご協力いただきたいと思います。

【会 長】

それでは、事務局よろしく申し上げます。

【事務局：賃金室長】

はい、承知いたしました。

では、最後に今後の予定を申し上げます。次回の審議会については中央最低賃金審議会の目安額の答申を受けてからの開催となりますが現在のところ、7月31日金曜日午後1時30分から本会場での開催を予定しております。

中央の審議会の開催状況をみまして、開催日時を変更する場合は、改めてご連絡させていただきます。

【会 長】

何かご質問等ありますか。

なければ以上で予定していた議事はすべて終了しましたので、本日の審議会を閉会いたします。

(閉 会)